

令和 2 年 11 月 13 日

(公財)日本関税協会大阪支部 事務局長 殿
大阪通関業会 専務理事 殿

大阪税関業務部
管理課長 宮下 敬子

関税率表第 07.14 項の物品のうち冷凍し又は乾燥したものについて
【お知らせ】

平素は、関税分類に関する多大なご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記貨物については、本年 6 月、冷凍のための前処理を超える加工が行われたかんしょ調製品に係る事前教示に関し、回答書を第 07.14 項から第 20.08 項に変更した事案があったことから、関税率表第 07.14 項の物品のうち「冷凍し又は乾燥したもの」の考え方について、あらためて以下のとおりお知らせします。

「カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎」のうち、「生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したもの」は、関税率表第 07.14 項に分類されると同項に規定されています。このうち、冷凍し又は乾燥したものについては、前処理として熱処理を行ったものも含まれます。

したがって、前処理として熱処理を行った後に、冷凍し又は乾燥したものは、同表第 07.14 項に分類されることとなります。

なお、完全に加熱されている等、前処理を超える加工が行われた物品であると認められる場合は、同項には分類されず、調製品として同表第 20.08 項に分類されることとなるのでご留意願います。

以上のとおりですが、前処理を超える加工の有無の判断に迷う場合などありましたら、業務部関税鑑査官部門の食品担当鑑査官（06-6576-3371（代表））までお問い合わせ下さい。